

別添3

(4) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス

※(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無にかかわらず、養護老人ホーム、軽費老人ホームの場合は下記作業をお願いいたします。

①被災確認対象事業所番号(I D)の付与等

- ・ 県で「被災確認対象事業所番号(I D)」及び「初期パスワード」を設定します。
- ・ 設定作業完了後、「被災確認対象事業所番号(I D)」及び「初期パスワード」を県より各事業所に対し別途郵送にてお伝えします。
- ・ 郵送にて「被災確認対象事業所番号(I D)」及び「初期パスワード」が届きましたら、速やかに以下の作業を行ってください。

②県から①の通知が届いたら、災害時情報共有システム(=情報公表システムの災害時情報共有機能)にログインしてください。

【ログイン URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/20/>

③事業所向け操作マニュアル(被災状況報告編 P11~)を参考にパスワードの変更及び下記事項を登録してください。(県で初期設定してある場合もあります。)

- ・ 被災報告担当者氏名(施設長等)
- ・ 被災報告メールアドレス(施設メールアドレス等)
- ・ 電話番号(施設電話番号等)
- ・ 緊急連絡先担当者(緊急時に連絡が取れる方)
- ・ 緊急連絡先電話番号(施設電話番号でなくても可)
- ・ 緊急連絡先メールアドレス(施設メールアドレスでなくても可)

以上で事前作業は終了です。